

「自動車事故被害者支援・救済の周知促進」

令和6年6月17日

国土交通省 物流・自動車局

1. 評価の概要

- 1-1. 評価の目的、必要性
- 1-2. 対象政策
- 1-3. 評価の視点
- 1-4. 評価手法
- 1-5. 第三者の知見の活用

2. 自動車事故被害者支援・救済の概要

- 2-1. 対象施策の全体像
- 2-2. 自動車事故被害者支援・救済の必要性
- 2-3. 自動車事故被害者支援・救済の制度
- 2-4. 自動車事故被害者支援・救済施策の関係者及びその役割
- 2-5. 主要な自動車事故被害者支援・救済施策
- 2-6. 自動車事故被害者支援・救済施策の主な実施主体であるナスバの概要

3. 自動車事故被害者支援・救済の周知促進に関する取り組み状況

- 3-1. 自動車事故被害者支援・救済の周知促進の必要性
- 3-2. 自動車事故被害者支援・救済の周知促進の概要
- 3-3. 自動車事故被害者支援・救済の周知促進の関係予算
- 3-4. 自動車事故被害者支援・救済制度に関する認知度
- 3-5. 自動車事故被害者支援・救済の周知促進の実施状況

4. 自動車事故被害者支援・救済の周知促進の評価

- 4-1. 評価方法
- 4-2. 評価結果

5. 今後の方向性

- 5-1. 今後の方向性

1. 評価の概要

1-1. 評価の目的、必要性

- 自動車損害賠償保障制度（以下「自賠制度」）は、自動車事故被害者に対して自賠責保険金（共済金）を補償するものであるが、自動車事故に遭った場合、被害者には様々な態様の障害が残るなど、自賠責保険金のみでは必ずしも救済できないケースがあるため、被害者保護の観点から、自賠制度では救済しきれない場合の被害者支援が必要である。
- このような被害者支援は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な業務であるが、民間の主体に委ねた場合には実施されないおそれがあるものもあり、そのような支援については、自動車事故被害者の保護の増進等を目的として設立された独立行政法人自動車事故対策機構（以下「ナスバ」）が担うこととしている。国土交通省は、ナスバに対してその業務に必要な資金を交付している。具体的な被害者支援としては、療護施設の設置・運営等、様々な支援を実施している。
- これら被害者支援については、自動車事故被害者のみならず、自動車事故の被害者にもなり得る全ての国民に裨益するものであり、国民が自動車事故に遭った際に迅速にナスバの被害者支援を受けられるよう、国民に対して漏れなく情報を届けることが重要であるものの、ナスバ自体の認知度が低いため、自動車事故被害者が、自動車事故発生からナスバの支援を受けるまでに相当期間を要しているのが実態である。
- そのため、国土交通省では、令和4年度より、「ナスバ」自体の認知度を上げる取組を行い、国民が自動車事故に遭った際に、被害者支援を行うナスバを発想させるような広報を実施しているが、事業実施から約1年以上経過したことから、これまでの取組状況について政策レビューを実施し、国民に対してより一層の認知度向上につなげる。

1. 評価の概要

1-2. 対象政策

自動車事故被害者の支援を実施する「ナスバ」の認知度向上に向けた周知活動を対象とする。

1-3. 評価の視点

- ・ 国民に対して、ナスバの認知度向上に向けた周知活動の有効性、
- ・ より一層の認知度向上に向けて、今後検討すべき課題の明確化

1-4. 評価手法

国民へのアンケート調査により得られたデータを分析する。

1. 評価の概要

1-5. 第三者の知見の活用

○本政策レビューの実施に当たっては、学識経験者等からなる「国土交通省政策評価会」より助言をいただいた。

【国土交通省政策評価会委員】

| | |
|-------|--|
| 加藤 浩徳 | 東京大学大学院工学系研究科 教授(座長) |
| 大串 葉子 | 同志社大学大学院 ビジネス研究科 教授 |
| 鎌田 裕美 | 一橋大学大学院経営管理研究科 教授 |
| 佐藤 主光 | 一橋大学経済学研究科 教授 |
| 白山 真一 | 宇都宮大学データサイエンス経営学部 教授、公認会計士、 中小企業診断士 |
| 鈴木 美緒 | 東海大学建築都市学部 准教授 |
| 平田 輝満 | 茨城大学大学院理工学研究科都市システム工学領域 教授 |
| 松田千恵子 | 東京都立大学 経済経営学部 教授 |

2-1. 対象施策の全体像

第2章の資料をまとめた資料を今後作成予定

2. 自動車事故被害者支援・救済の概要

2-2. 自動車事故被害者支援・救済の必要性

自動車事故の被害に遭った場合、突発的なアクシデントによって混乱する中、同時期にさまざまな対応を求められるとともに、さまざまな態様の障害が残ることがあるほか、その家族の精神的負担は非常に大きく、亡くなられた場合にあっては残された遺族の精神的負担が非常に大きくなる。

身体的損害

被害者本人

遷延性意識障害



自動車事故による脳損傷により自力移動や意思表示等が困難な状態で、多くの場合において、24時間の介護を要する

脊髄損傷



自動車事故により脊髄を損傷し、首から下に麻痺が生じ、最重度の場合、人工呼吸器を必要とし、24時間の介護を要する

高次脳機能障害



自動車事故による脳損傷により記憶障害等が生じ、社会生活(労働・通学等)のほか、日常生活にも制約が生じる状態

金銭的損害

被害者本人

家族

遺族

1

逸失利益

2

治療に要する費用

3

慰謝料等

精神的損害

被害者本人

家族

遺族

1

喪失感

2

裁判等への対応

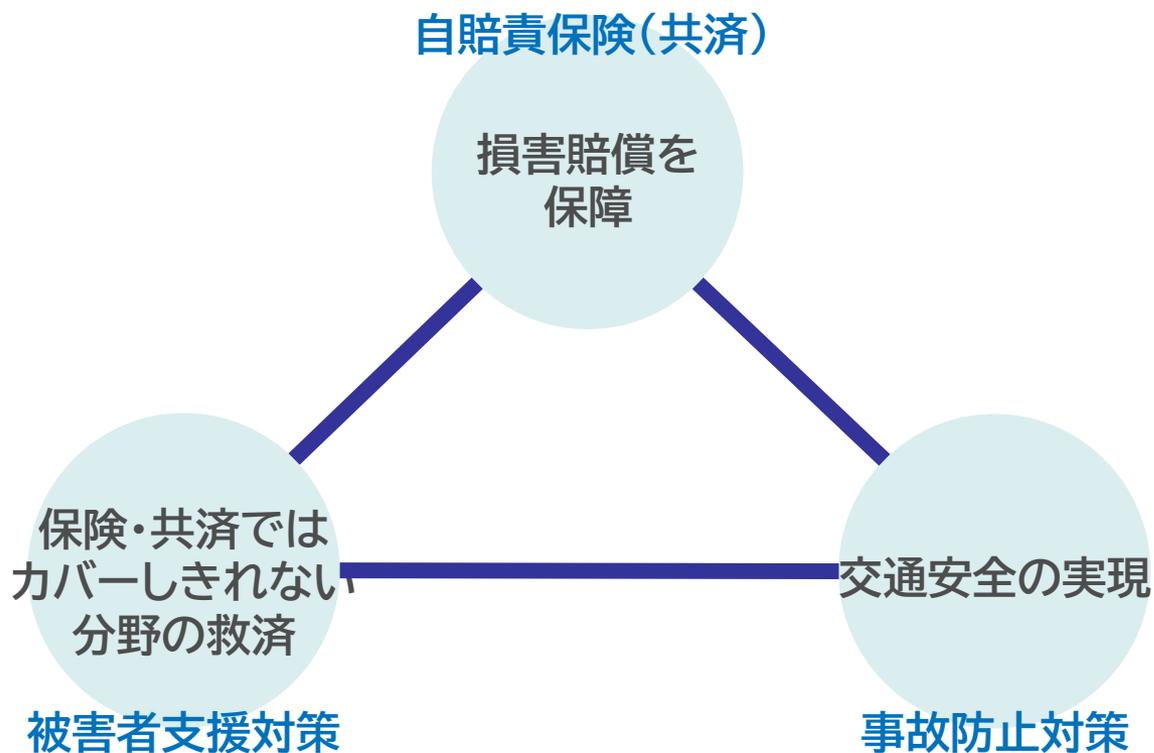
3

報道等による二次被害 等

2. 自動車事故被害者支援・救済の概要

2-3. 自動車事故被害者支援・救済の制度

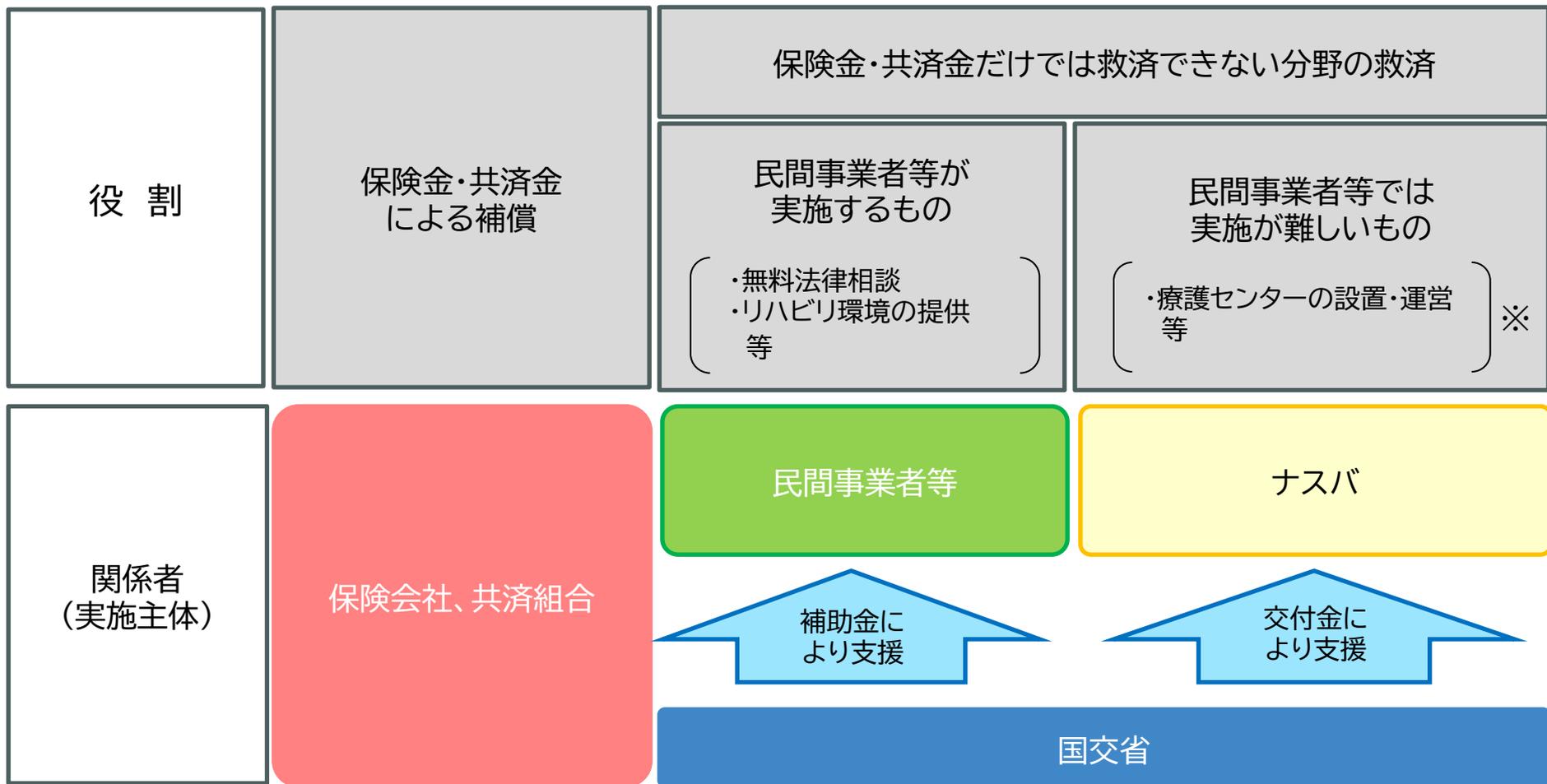
自賠制度は自賠責保険と被害者支援・事故防止対策が相まって、相互に補完し合うことで、事故被害者を支えるとともに、同じ思いをする方を一人でも減らす取組みを進め、安全な交通社会の実現を目指す仕組み。



自賠制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達を推進

2. 自動車事故被害者支援・救済の概要

2-4. 自動車事故被害者支援・救済施策の関係者及びその役割



※このような被害者支援は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な業務であるが、民間の主体に委ねた場合には実施されないおそれがあるものもあり、そのような支援については、ナスバが担うこととしている。

2. 自動車事故被害者支援・救済の概要

2-5. 主要な自動車事故被害者支援・救済施策

- 国土交通省では、自動車事故の被害者支援と事故防止対策を「クルマの両輪」として実施することにより、自動車事故被害者の救済や新たな自動車事故被害者を生まないための事故発生の防止対策に取り組んでいる。
- 法令に定められた一部の業務は、独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ)にて実施。

被害者救済対策

事故防止対策

重度後遺障害者への支援

○療護施設の設置・運営

他に受け入れる医療機関がない最重度の後遺障害者に対する専門的治療を実施



○介護料の支給

在宅ケアを行う家庭に対し、介護用品の購入等に充てる費用を支給

○訪問支援の実施

在宅ケアを行う家庭を訪問し、情報提供や悩みの聴取等により支援

○短期入院・入所協力事業の実施

在宅ケアを受けている重度後遺障害者が、短期間、病院へ入院又は障害者施設へ入所できるよう病院等の受入体制を整備

<病院・施設の指定状況(令和5年3月現在)>

協力病院: 203箇所、協力施設: 139箇所

○介護者なき後の生活の場確保に向けた支援

在宅ケアを受けている重度後遺障害者が、介護者なき後等にグループホーム等で生活することができるようグループホーム等の新設や受入体制の確保・維持を支援

○高次脳機能障害者の社会復帰等を促進するための環境整備

高次脳機能障害を把握する病院、生活の場となる地域との関係構築に必要とされる自立訓練事業所の取組を支援

事故の相談・解決

- (公財) 日弁連交通事故相談センターによる法律相談

遺族等への支援

- 交通事故被害者ノートの作成配布
- 相談支援の実施

交通遺児への支援

- (公財) 交通遺児等育成基金による育成給付金の支給
- 生活資金の無利子貸付
- 交通遺児の集いの開催



安全総合対策事業

○ASV(先進安全自動車)の普及

衝突被害軽減ブレーキ



事故自動通報システム



○過労運転防止機器等の導入支援

自動点呼機器



遠隔点呼機器



自動車安全性能の評価

実車を用いた衝突試験等の結果の公表により、車両の安全性能を向上



2. 自動車事故被害者支援・救済の概要

2-6. 自動車事故被害者支援・救済施策の主な実施主体であるナスバの概要

被害者支援と自動車事故防止を通して、安全・安心・快適な社会作りに貢献

安全指導業務

自動車事故を
防ぐ

- 指導講習
- 適性診断
- 安全マネジメント



被害者援護業務

自動車事故被害者を
支える

- 療護施設の設置・運営
- 介護料の支給
- 生活資金の無利子貸付



安全情報提供業務

自動車事故から
守る

- 自動車アセスメント



| | |
|------|--------------------------------|
| ○ 名称 | 独立行政法人自動車事故対策機構 |
| ○ 目的 | 被害者の保護の増進、自動車事故の発生防止 |
| ○ 設立 | H15年10月～（前身 自動車事故対策センター S48年～） |
| ○ 組織 | 本部（東京）、全国に50支所、療護施設12カ所 |

3-1. 自動車事故被害者支援・救済の周知促進の必要性

- ナスバが実施する被害者支援については、自動車事故被害者のみならず、自動車事故の被害者にもなり得る全ての国民に裨益するものであり、国民が自動車事故被害に遭った際にナスバを知らなかったことが原因で必要な被害者支援を受ける機会を逸することがないように、国民に対して漏れなく情報を届けることが不可欠である。
- また、自動車事故被害者並びにそのご家族は、自動車事故直後において、必要な支援に係る情報を積極的に取得する精神的余裕がないため、国民に対しては日常からの支援制度の周知が効果的である。
- 一方で、自動車事故被害者が、ナスバを知らなかったことにより自動車事故の発生からナスバの被害者支援を受けるまで長期間を要したケースも多数存在する実態があるほか、国土交通省が令和4年度に実施した調査によると、そもそもナスバ自体の認知度が低いことが判明した。
- そのため、国土交通省では、まずはナスバ自体の認知度向上を図るため、令和4年度より、全ての国民に対して、被害者支援を実施するナスバに関する周知活動に取り組んでいる。

3-2. 自動車事故被害者支援・救済の周知促進の概要

○周知促進のターゲットごとに、知っていただきたい情報に違いがあることから、それぞれに適切な手段・媒体を用いる。

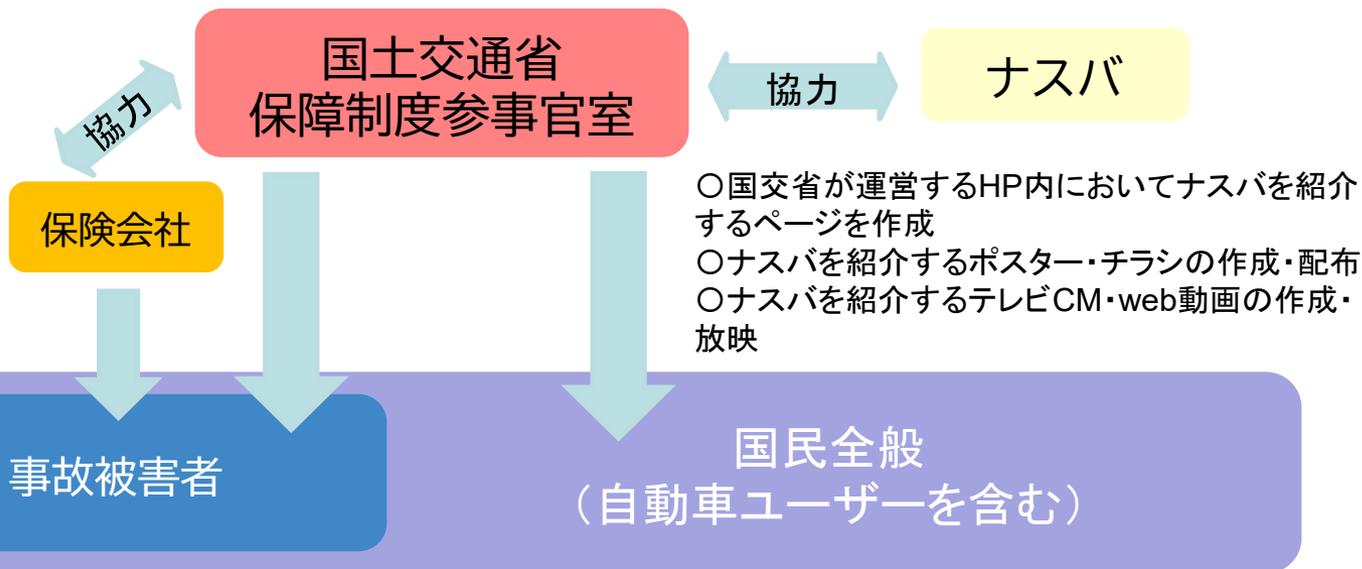
<国民全般向け>

自動車事故に遭ってしまった場合に備え、被害者救済・支援事業を行っているナスバの存在を事前に知っていただく。

<事故被害者向け>

ナスバが提供する様々な救済・支援事業から、それぞれの事故被害者のニーズに合ったものを受けていただけるよう、より詳細な情報を知っていただく。

- ナスバの支援内容を紹介するパンフレット・チラシの配布
- 保険会社から重度後遺障害に当たる方に保険金支払を行う際、ナスバの支援内容を記した広報物を配布してもらう
- 被害者が事故に遭った際に読むべき資料にナスバの支援内容を記載



3-3. 自動車事故被害者支援・救済の周知促進の関係予算

(億円)

| 事項名 | 事業年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|----------------------------------|------|---------------|------|------|
| 事故被害者へのアウトリーチ強化・ ユーザー理解等増進等事業 | 予算額 | (補正予算) 6.5 | 6.7 | 2.0 |
| | 執行額 | (補正予算) 6.5 | 6.5 | — |
| 独立行政法人自動車事故対策機構 運営費交付金 | 予算額 | 76.8 | 94.0 | 96.6 |
| | 執行額 | 76.8 | 94.0 | — |

3-4. 自動車事故被害者支援・救済制度に関する認知度①

- 令和4年度において、自動車事故被害者が、自動車事故発生日からナスバの被害者支援の受付までに要した期間を調査したところ、長期間を要したケースが多数存在している。
- その要因としては、多くの自動車事故被害者が「ナスバを知らなかった」ことが原因と考えられる。

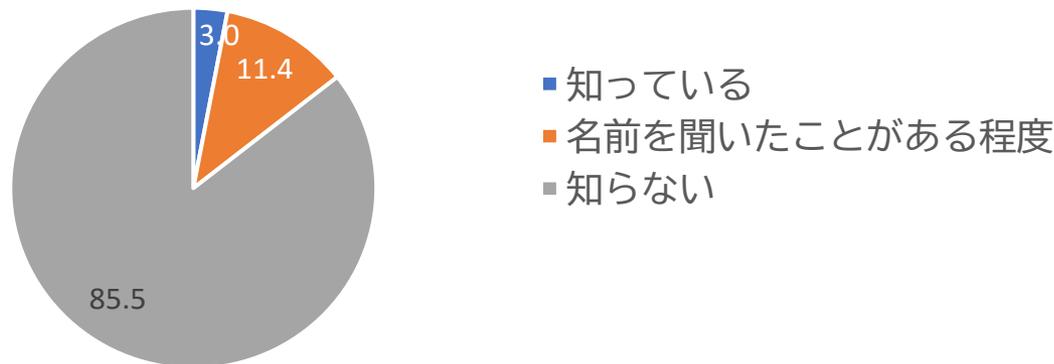
| | 自動車事故発生日からナスバ支援の受付までに要した期間 | | | | | | | | 合計 |
|----|----------------------------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | 1年以内 | 2年以内 | 3年以内 | 5年以内 | 10年以内 | 20年以内 | 30年以内 | 40年以内 | |
| 人数 | 0 | 20 | 12 | 54 | 14 | 5 | 10 | 5 | 120 |

※令和4年度 新規介護料支給者(120人)のうち、自動車事故発生日から介護料支給決定を受けるまでの期間を集計

3-4. 自動車事故被害者支援・救済制度に関する認知度②

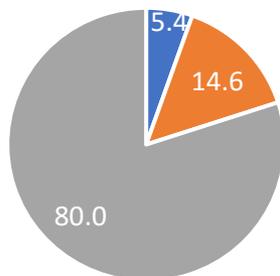
国土交通省が実施したアンケート結果によれば、被害者支援や事故防止対策を実施している「ナスバ」の認知率（「知っている」「名前を聞いたことがある」）は1割程度と低い状況。

<①ナスバの認知度>

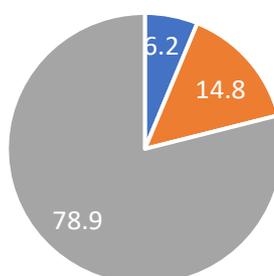


<②ナスバの活動内容の認知度>

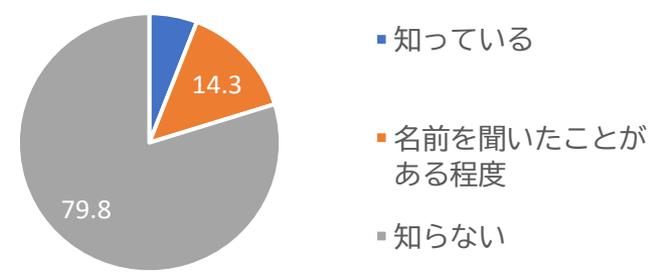
<「自動車事故を防ぐ」取り組み>



<「自動車事故被害者を支える」取り組み>



<「自動車事故から守る」取り組み>



【参考:国交省アンケート】

実施時期:令和4年11月

回答者数:3,043者

項目:①あなたは「NASVA(ナスバ:自動車事故対策機構)」をご存知ですか。

②あなたは「NASVA(ナスバ:自動車事故対策機構)」が行っている活動をご存知ですか。

3-5. 自動車事故被害者支援・救済の周知促進の実施状況①（一般国民向け）

自動車事故の被害者にもなり得る全ての国民に対してナスバの認知度向上を図るため、様々なメディアを活用した広報活動を実施している。

一般国民向けの周知活動

- <メディアを活用した周知活動>
- 圧倒的なリーチ力を活かして幅広くナスバの認知を訴求するため、テレビやSNSやWEBを活用した広報を実施。
 - その他、通勤・通学など移動中のターゲットを狙った認知訴求を図るため、首都圏を中心に交通広告を実施。

- <各地域における周知活動>
- 全国50箇所のナスバ各支所において、各地域イベントへの参加や関係団体と連携した取り組みにより、ナスバの認知度向上を実施。
- (主な事例)



< JR山手線内の交通広告 >



- ・新潟・広島支所において、J1リーグのチームと連携し、ナスバのPR活動を実施。



- ・群馬支所において、地元ラジオ番組への出演や高崎駅前においてナスバの周知活動を実施。
- ・宮崎支所において、地元祭りイベントに参加して積極的な情報発信を実施したほか、地元テレビ局の情報番組に出演し、ナスバの周知活動を実施。

3-6. 自動車事故被害者支援・救済の周知促進の実施状況②（一般国民向け）

一般国民のうち自動車ユーザーを対象とした広報として、自賠責保険等契約時においてナスバの被害者支援に関する情報提供や、全国SA・PA等においてナスバの周知活動を実施。

一般国民(特に自動車ユーザー)向けの周知活動

チラシの配布



全国SA・PAでの広告



●保険契約時

保険・共済関係団体の協力により、自賠責保険・共済の契約時（新車購入時・車検時等）において、ナスバの被害者支援等を紹介するチラシを契約者に配布。

●全国SA・PA

- ・NEXCO東日本やNEXCO中日本、NEXCO西日本の各SA・PAにおけるデジタルサイネージを活用し、ナスバの被害者支援等に関する情報提供を実施。
- ・阪神高速道路や四国高速道路、首都高速道路の各SA・PAにおいて、ポスター・チラシを設置し、ナスバの被害者支援等に関する情報提供を実施。

●道の駅・教習所等

全国1,200駅の道の駅や、各地域の運転免許センター等においてもポスター・チラシを設置し、ナスバの被害者支援等に関する情報提供を実施。

3-7. 自動車事故被害者支援・救済の周知促進の実施状況③（自動車事故被害者向け）

自動車事故被害者向けの広報物や自治体HPにおいて、ナスバの被害者支援等に関する情報提供を実施している。

自動車事故被害者向けの周知活動

●交通事故被害者ノート

国土交通省では、自動車事故被害者ご本人やそのご家族が各支援団体等と早期につながることで、様々な支援を知っていただくこと、事故の概要等を記録することで受けた被害を繰り返し説明することを防ぐことを目的として、「交通事故被害者ノート」を作成・配布しており、その中で、ナスバの支援内容を紹介している。

交通事故被害者ノート



●ナスバ交通事故被害者ホットライン

ナスバにおいて、交通事故被害者やその家族等を対象とした総合的な電話相談窓口を開設しており、各自治体HPにおいて情報提供を行っている。



**ナスバ交通事故被害者
ホットライン**

☎0570-000738

4. 自動車事故被害者支援・救済の周知促進の評価

4-1. 評価方法

評価の視点

令和5年度に実施してきた周知活動について、ナスバの認知度向上に貢献できているか、国民に対するアンケートを実施し評価する。

アンケート調査の概要

- 調査手法: インターネット調査
- 調査期間: 令和6年3月26日～29日
- 対象者: 全国の16～79歳男女のうち、関連業種(自動車関連業、保険業、広告業、調査業)は対象外とする。
- 回収数: 3,081件
- 調査項目: 「NASVA(ナスバ:自動車事故対策機構)」をご存知ですか。等

4-2. 評価結果

アンケート調査結果を踏まえた評価を説明

5-1. 今後の方向性

今後の方向性を記載予定

「ナスバ」自体の認知をさらに高めるとともに、
ナスバの被害者支援に関する周知活動を行う。